

京都市訓令甲第11号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

京都市長 梶本 賴兼

別表第2課長、部長、産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長、青葉寮長、児童療育センター所長、統括部長並びに総看護師長（衛生公害研究所の課長を除く。）の項中「企画課長」の右に「、発達障害者支援センター長」を加える。

別表第2児童福祉センター発達相談所診療療育課長及び青葉寮長の項中「及び青葉寮長」を削り、同項の次に次の2項を加える。

|   |   |
|---|---|
| 児童福祉セ<br>ンター発達<br>相談所発達<br>障害者支援<br>センター長 | (1) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業の実施に關<br>すること。 |
| 児童福祉セ<br>ンター青葉<br>寮長                      | (1) 児童の入退所に關すること。                         |

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)